

7(公社)全宅連発情報第10号
令和7年9月12日

都道府県宅地建物取引業協会 会長 様

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
情報提供委員長 飯田 成寿 (公印省略)

【国土交通省】レインズに関する周知事項について（周知のお願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、指定流通機構（レインズシステム）に実装されているステータス管理機能については、宅地建物取引業法施行規則が改正され、宅地建物取引業者がレインズシステムに登録すべき事項として位置づけられたところがございます。

本件について、国土交通省が実施したアンケートにおいて、制度周知が不足していること、約7割の事業者において、売主への説明が実施されていないという結果がでていること、また、専任媒介契約、専属専任媒介契約におけるレインズシステムへの登録については、期間を超過した登録や、媒介契約年月日の誤入力がある一定数あったことが判明したことから、本件レインズシステムに関する内容について、改めての周知の依頼がございました。

つきましては、貴協会におかれましては、所属協会員様に対し改めて周知等のご協力をお願い申し上げます。

なお、所属協会員様への周知の際には、国土交通省において作成された、宅建業者が登録証明書を交付する際に依頼者へ本機能を周知するための資料（リーフレット）も併せてご活用ください。

敬具

記

■添付資料

- ・【事務連絡】レインズに関する周知事項（周知依頼）
- ・【周知・配布用】レインズリーフレット

以上